

和歌山大学副学長に関する規程

制 定 平成15年 4月25日

最終改正 令和 2年 3月27日

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人和歌山大学組織規則（以下「組織規則」という。）第14条第5項の規定に基づき、副学長及び学長補佐（以下「副学長等」という。）の任免及び任期等について定める。

(任命)

第2条 組織規則第14条第2項及び第3項に定める副学長等は、次の各号のうちから学長が任命する。

(1) 教員

(2) 職員

2 前項の副学長等は、若干名とする。

3 学長は、第1項の副学長等を任命したときは、教育研究評議会に報告するものとする。

4 第1項第1号に規定する教員には特任教員を、同項第2号に規定する職員には特任職員をそれぞれ含むものとする。

(任期)

第3条 副学長等の任期は、任命した学長の任期の始期から終期までの間の2年を限度として学長が定める期間とし、再任を妨げない。

(雑則)

第4条 この規程に定めるもののほか、副学長等について必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

1 この規程は、平成15年4月25日から施行する。

2 第4条の規定にかかわらず、年度途中から委嘱される学長補佐の任期は、当該年度の3月31日までとする。

附 則（平成19年3月30日一部改正：法人和歌山大学規程第573号）

この改正規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成22年6月25日一部改正：法人和歌山大学規程第1042号）

この改正規程は、平成22年7月1日から施行する。

附 則（平成26年3月28日一部改正：法人和歌山大学規程第1471号）

この改正規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月24日一部改正：法人和歌山大学規程第1894号）

この改正規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月27日一部改正：法人和歌山大学規程第2246号）

この改正規程は、令和2年4月1日から施行する。